

## 防災行政無線（同報系）のチャンネル数について

（総務省関係）

## 要望内容

各区役所から速やかに避難勧告等が発令できるようにするため、防災行政無線（同報系）のチャンネル数の追加

## （要 旨）

防災行政無線は、現在、総務省の基本方針に基づき、行政区を有する政令指定都市や合併により広大な面積を有する市町村に対しても、均一的に1自治体1チャンネルが割り当てられているため、国が指導している地域を絞り込んだきめ細かい防災情報の発信に適応しているとはいえない状況です。

本市は市域も広く、雨の降り方など気象条件も地域によって差があることから、避難勧告等の発令は、8区ある各区役所の災害対策本部から小学校区を単位としてその危険区域を対象に行っています。

しかし、防災行政無線のチャンネル数が全市域で1チャンネルしか割り当てられていないため、複数の区が同時に避難勧告等が発令しなければならない場合、一つの区が防災行政無線を使用している間は、他の区は使用できず、避難勧告等の放送までに時間を要しています。実際に、昨年6月の大雨の際には、複数の区が同時に避難勧告等が発令しなければならない状況となったことから放送の順番待ちが生じ、一部地域で避難勧告等の放送が最大1時間以上遅れる事態が発生しました。

こうした事態に対応するため、本市では運用面の対策として、複数の区が同時に避難勧告等が発令しなければならない場合には、市の災害対策本部においてまとめて放送することや、放送文を簡潔にすることで放送時間の短縮を図っているところです。

しかし、運用面の対策だけでは限界があることから、各区役所から速やかに避難勧告等が発令できるように、チャンネル数を追加していただくよう、格別のご配慮をお願いいたします。